

『サンライフひろみね』施設利用料料金表(R8.8～)

非課税

第1段階 生活保護の受給者、市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者など

(単位: 円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	30,027	9,000	26,400	65,427
要介護2	32,567	9,000	26,400	67,967
要介護3	35,250	9,000	26,400	70,650
要介護4	37,861	9,000	26,400	73,261
要介護5	40,366	9,000	26,400	75,766

第2段階

(単位: 円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	30,027	11,700	26,400	68,127
要介護2	32,567	11,700	26,400	70,667
要介護3	35,250	11,700	26,400	73,350
要介護4	37,861	11,700	26,400	75,961
要介護5	40,366	11,700	26,400	78,466

第3段階 ①

(単位: 円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	30,027	20,400	41,100	91,527
要介護2	32,567	20,400	41,100	94,067
要介護3	35,250	20,400	41,100	96,750
要介護4	37,861	20,400	41,100	99,361
要介護5	40,366	20,400	41,100	101,866

第3段階 ②

(単位: 円/月)

介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	30,027	42,600	44,100	116,727
要介護2	32,567	42,600	44,100	119,267
要介護3	35,250	42,600	44,100	121,950
要介護4	37,861	42,600	44,100	124,561
要介護5	40,366	42,600	44,100	127,066

※ 入所される方がどの段階にあたるかは、市役所介護保険課にお問い合わせ下さい。

※ 上記の金額には、看護体制加算ⅠⅡ、夜勤職員配置加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、日常生活継続支援加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰロ、栄養マネジメント強化加算、生活機能向上連携加算、科学的介護推進体制加算Ⅱ、精神科医療養指導加算、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、協力医療機関連携加算を含みます。

※ 上記の金額は月30日として計算しています。

※ 上記の金額は法改正等により、変更する場合があります。

『サンライフひろみね』施設利用料料金表(R8.8～)

課税

第4段階(1) 課税世帯の者

(単位: 円/月)				
介護度	1割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	30,027	46,350	87,330	163,707
要介護2	32,567	46,350	87,330	166,247
要介護3	35,250	46,350	87,330	168,930
要介護4	37,861	46,350	87,330	171,541
要介護5	40,366	46,350	87,330	174,046

第4段階(2) 同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が 単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上の方(平成27年8月～適用)

(単位: 円/月)				
介護度	2割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	60,053	46,350	87,330	193,733
要介護2	65,134	46,350	87,330	198,814
要介護3	70,500	46,350	87,330	204,180
要介護4	75,722	46,350	87,330	209,402
要介護5	80,731	46,350	87,330	214,411

第4段階(3) 同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が 単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の方(平成30年8月～適用)

(単位: 円/月)				
介護度	3割負担	食 費	居住費	利用者負担計
要介護1	90,080	46,350	87,330	223,760
要介護2	97,700	46,350	87,330	231,380
要介護3	105,749	46,350	87,330	239,429
要介護4	113,583	46,350	87,330	247,263
要介護5	121,096	46,350	87,330	254,776

※ 入所される方がどの段階にあたるかは、市役所介護保険課にお問い合わせ下さい。

※ 上記の金額には、看護体制加算ⅠⅡ、夜勤職員配置加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、日常生活継続支援加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰロ、栄養マネジメント強化加算、生活機能向上連携加算、科学的介護推進体制加算Ⅱ、精神科医療養指導加算、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ、協力医療機関連携加算を含みます。

※ 上記の金額は月30日として計算しています。

※ 上記の金額は法改正等により、変更する場合があります。